

叙勲及び褒章の推薦基準等について（抜粋）

① 叙勲（スポーツ振興功労）推薦基準

ア 都道府県スポーツ（体育）協会又は都道府県の競技別スポーツ団体（上部組織が日本スポーツ協会に加盟かつ当該団体が都道府県スポーツ（体育）協会に加盟）において、20年以上役員歴を有し、かつ、会長、副会長、理事長の役職経験者。

※「役員」の定義は、各団体の定款に定められた「理事」とする。

※役員歴が理事のみの場合や顧問、相談役、名誉会長等の経歴では、推薦基準を満たさない。

イ 都道府県レクリエーション協会において20年以上役員歴を有し、かつ、会長、副会長、理事長の役職経験者。

※役員歴が理事のみの場合や顧問、相談役、名誉会長等の経歴では、推薦基準を満たさない。

② 藍綬褒章（スポーツ振興功績）推薦基準 ※褒章については年齢制限が撤廃されている

ア 都道府県の種目別スポーツ団体（上部組織が日本スポーツ協会に加盟かつ当該団体が都道府県スポーツ（体育）協会に加盟）の役員として20年以上の期間にわたり在任したものであって、理事長以上役員として10年以上、かつ、都道府県スポーツ（体育）協会役員10年以上の者。

イ 都道府県スポーツ（体育）協会の役員として20年以上の期間にわたり在任した者であって、副理事長以上の役員として4年以上の期間にわたり在任した者。

ウ 体育指導委員として概ね30年以上従事した者であって、かつ、団体役員として現に指導的立場にあるか、または、過去において指導的立場にあった者で、かつ、文部（科学）大臣表彰（体育功労者表彰（現：生涯スポーツ功労者表彰）、または、体育指導委員功労者表彰（現：スポーツ推進委員功労者表彰））を受けた者。

※_____については、以下のいずれかに合致する者とする。

(1) 都道府県レベルの体育指導委員の団体の理事以上として20年以上在任し、かつ、理事長以上として10年以上従事した者

(2) 全国体育指導委員連合にあっては、役員として15年以上在任した者

●候補者の推薦数について

各都道府県からの候補者の推薦数については以下の推薦数を上限とする。

(1) 叙勲

「① 叙勲（スポーツ振興功労）推薦基準」のア、イについて各1名

ただし、2名以上推薦者がいる場合は、速やかにスポーツ庁政策課総務係に連絡すること。

(2) 褒章

「② 藍綬褒章（スポーツ振興功績）推薦基準」について1名

●その他

① 高齢者叙勲

春秋叙勲で叙勲されていない功労者のうち、88歳になった者を春秋叙勲とは別に88歳になった月の翌月の1日付けで叙勲する。候補者の誕生月の3か月（ただし、1日生まれは4か月）前までに、文部科学省大臣官房人事課栄典班栄典第二係宛に直接相談すること。

② 死亡叙勲

国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に、その功労に鑑み春秋叙勲とは別に実施している。

候補者の死亡日を含めて14日以内までに、文部科学省大臣官房人事課栄典班栄典第二係宛に直接提出すること。なお、春秋叙勲等において、既に叙勲がなされた場合にあつては、再叙勲の基準に該当する場合を除き、叙位のみの扱いとなる。